

小都市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）結果報告

1. 意見募集期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）午後5時まで

2. 実施方法

小都市成年後見制度利用促進基本計画（案）を市ホームページ、市役所本館1階総合案内、長寿支援課窓口、福祉課窓口、あすてらす、市内各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3. 意見提出者数（意見数）

2名（意見数11件）

4. 意見の概要及び意見に対する市の考え方

項目番号	ページ・計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P4 第2章 成年後見制度を取り巻く状況 1. 成年後見制度の全国的な傾向	●グラフについて (1) 対象者の推移について ①の認知症患者数についてのみ、将来推計になっているが、②③と統一した方がわかりやすいのではないでしょうか。	出典データがそれぞれ異なりグラフを統一することは難しいため、ご理解くださいますようお願いします。
2	P5 第2章 成年後見制度を取り巻く状況 1. 成年後見制度の全国的な傾向	●成年後見制度の利用状況について ①成年後見制度の利用者数の推移の福岡県の数値。県人口に占める割合も追加するとよりわかりやすいのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ修正します。
3	P8 第2章 成年後見制度を取り巻く状況 2. 成年後見制度に関する本市の状況	●グラフの年度を統一できないか (2) 高齢者のみの世帯の推移 これだけが令和2年時点の数値になっている。(1) (3) (4)と同じように令和5年時点での数値の記載がよいのではないでしょうか。	高齢者のみの世帯の推移については国勢調査のデータを引用しており、国勢調査が5年毎に実施されるため現時点では令和2年までのデータしか把握できませんので、ご理解くださいますようお願いします。

項目番号	ページ・計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	P10 第2章成年後見制度を取り巻く状況 3. 成年後見制度に関する取組状況	●日常生活自立支援事業利用者数を追加しては 取り組み現状のところに、今後成年後見人制度利用の必要性が高いと思われる日常生活自立支援事業利用者数の記載もあった方がよいと思われます。	日常生活自立支援事業利用者は、今後、成年後見人制度利用の必要性が高いと思われますので、3. 成年後見制度に関する取組状況ではなく、2. 成年後見制度に関する本市の状況の中に加えたいと思います。
5	P11 第2章成年後見制度を取り巻く状況 3. 成年後見制度に関する取組状況	●高齢者関係機関・障がい者関係機関の注釈について (3) 成年後見制度に関する意識調査結果の、高齢者関係機関・障がい者関係機関が何をさすのかわからない。注釈をつけていただいた方がわかりやすいと思います。	ご意見を踏まえ、3ページに高齢者関係機関・障がい者関係機関について、わかりやすく注釈を加えます。
6	P16 第3章計画の基本的な考え方	●基本方針の文言について この制度を利用することで、認知症等で判断能力が十分でない方の尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して自分らしく（その人らしく）暮らしていくよう社会が実現していくものだと思っています。国が示す「自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重」が特に大事であると思います。そこで、基本方針の文言の中に「自分らしく」「その人らしく」等の文言を是非入れてほしいと思います。	成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念に、「成年被後見人等の意思決定支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」とされており、自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重は、重要であると認識しています。 ご意見を踏まえ、基本方針の文言の中に「自分らしく」「その人らしく」等の文言を加えます。
7	P17 第3章 計画の基本的な考え方 施策目標 1 成年後見制度の周知・啓発	●広報活動の推進について 利用する本人への啓発活動と共に、声をあげることができない人を発見し支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知していくことも必要であると思います。	P18 「4. 早期の支援につなげるための相談先の周知」 ①制度の利用に至っていない人を早期支援につなげができるよう、市内各所の相談窓口の周知を強化していきます。 P20 「1. 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり」市役所担当課や地域包括支援センター等の相談支援機関が権利擁護を必要とする人を早期に発見し、その人の状況に応じて、法律・福祉・保健・医療・地域等の関係者が協力し、本人の意思や状況を継続的に把握しながら支援していきます。 と早期発見の取組について記載していますのでこのままの表現とします。

項目番号	ページ・計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
8	P22 成年後見人制度とは	<p>●資料編の文言の修正 厚生労働省の「成年後見はやわかり」での「ご本人・家族・地域のみなさまへ」での説明の方がわかりやすいように思いますが・・。</p>	ご意見を踏まえ、わかりやすい内容となるよう修正します。
9	P23 成年後見制度は、どんな人が利用するの？	<p>●資料編の文言の修正 内容からすると「どんな人が利用するの？」ではなく「どんな時に利用できるの？」ではないかと思います。</p>	ご意見を踏まえ、「どのような場合に支援を受けられるの？」に修正します。
10	P18 第3章 計画の基本的な考え方 施策目標2 利用しやすい環境整備と担い手の支援	<p>●後見人の不正防止について この項では、利用しやすさとともに、不正防止の徹底を掲げる必要があると思います。この制度はあるはずのない弁護士や司法書士の不正事例が、この制度の大きなマイナス点となっていることからして、安心して活用できる制度を目指すことの目標そして具体的な施策を計画に入れる必要があると思う。</p>	<p>後見人の指示、監督役となる家庭裁判所との連携をはかり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあると考えられます。 ご意見を踏まえ以下の文言を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正防止について 親族後見人等が孤立することなく、理解不足により生じる不正行為を未然に防止できるよう日常的な相談等を受けられる体制を整備します。 経済的虐待や横領等の不正行為の兆候を早期に把握し、本人や後見人等を見守る体制の構築や家庭裁判所等との連携を図ります。
11	P19 第3章 計画の基本的な考え方 施策目標2 利用しやすい環境整備	<p>●5. 成年後見制度の利用支援 市長による成年後見人の申立てに、成年後見人等の報酬にかかる費用負担が困難な場合、適切な助成を行うとあるが、「市長申立て」時だけでなく、任意・法定後見を問わず、成年後見人が親族以外の場合は、費用の助成をして、広く有用な制度であることを知らしめることが必要と思う。こうすることによって、制度のPR、活性化を図っていく必要があると思う。先進事例をみても、このあたりが国からの押し付け制度か、市民の人権・財産を守ろうとするのか、取り組みの本気度が問われることになるのではないかと思う。</p>	計画内容はこのままで、成年後見制度助成対象については、相談の内容や近隣の状況を注視し検討していきたいと思います。